

瑞浪市告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、次の地縁による団体から規約を変更した旨届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月27日

瑞浪市長 水野光二

名 称	瑞浪市稲津町川折自治会
代表者氏名	** **
代表者住所	*****
主たる事務所	稲津町小里19番地の23
規 約	別紙のとおり
変更年月日	令和8年4月1日

別紙

瑞浪市稲津町川折自治会規約変更について

変更内容

瑞浪市稲津町川折自治会規約を以下のように変更する。

**変更後**

第8条 構成員は、年会費として10,000円を納入しなければならない。

第15条 通常総会は、毎年4月に開催する。

**変更前**

第8条 構成員は、会費として12,000円を納入しなければならない。

第15条 通常総会は、毎年3月に開催する。